資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千五百万円、資本準備金の額を八千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年十月六日

掲載頁　二十八頁（号外第二一七号）

平成三十年五月二十九日

神奈川県相模原市中央区南橋本二丁目九番一〇号

株式会社トラスト・テック・ウィズ

代表取締役　佐野　裕己

基準日設定につき通知公告

当社は、平成三十年六月十三日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成三十年六月二十八日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成三十年五月二十九日

鳥取県東伯郡北栄町東園三二三番地一

株式会社サンセキ

代表取締役　熊野　俊也

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年六月十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年五月二十九日

東京都台東区台東二丁目二〇番九号

株式会社インターカルト日本語学校

代表取締役　髙木憲一郎

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年六月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年五月二十九日

大阪市淀川区三津屋中三丁目三番二八号

オートマチック工業株式会社

代表取締役　辻本　志郎

合併につき株券等提出公告

当社は、東芝プラットフォームソリューション株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成三十年七月二日までに当社にご提出下さい。

平成三十年五月二十九日

東京都港区赤坂二丁目二三番一号

ＴＯＰＳホールディングス株式会社

代表取締役　中村　彰利

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である小林桃子が退任することに対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年五月二十九日

東京都千代田区麹町一丁目一二番一二号四Ｆ

株式会社モニーク

日本における代表者　小林　桃子

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である榊原賢が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年五月二十九日

京都市中京区河原町通二条下る二丁目下丸屋町四〇三番地

MANKICHI SOFTWARE VIETNAM COMPANY LIMITED

日本における代表者　榊原　賢

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である宮本政明が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年五月二十九日

広島県福山市水呑町五〇三七番地

B. U. M. TRADING LIMITED PARTNERSHIP.

日本における代表者　宮本　政明

限定承認公告

本籍埼玉県所沢市上新井四丁目七三番地九、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　冨山　圀毅

右被相続人は平成三十年二月十八日死亡し、その相続人は平成三十年五月十八日さいたま家庭裁判所川越支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月二十九日

埼玉県所沢市上新井四丁目七三番地九

相続財産管理人　冨山　裕剛

限定承認公告

本籍神奈川県南足柄市和田河原七番地四、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　中嶋　勝利

右被相続人は平成三十年二月一日死亡し、その相続人は平成三十年五月十七日横浜家庭裁判所小田原支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月二十九日

神奈川県足柄上郡松田町神山六三九番地八

限定承認者　鈴木　香織

限定承認公告

本籍徳島県徳島市下助任町四丁目五二番地、最後の住所徳島県徳島市下助任町四丁目四六番地の一二

被相続人　亡　岡　敏夫

右被相続人は平成三十年二月二十四日死亡し、その相続人は平成三十年五月十七日徳島家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月二十九日

長野県伊那市富県五九〇一番地二

相続財産管理人　岡　聖司

訂正公告

平成三十年五月二十二日（号外第一〇八号）掲載の第三期決算公告（枠組）中、「代表取締役社長　大坪　真治」とあるは「代表取締役社長　大坪　真治　前田　修一」の誤りにつき訂正します。

平成三十年五月二十九日

茨城県つくば市西大橋五九九番地一

株式会社Ｔポイントパートナーズつくば

代表取締役社長　大坪　真治

正誤

ページ	段	行	誤	正
六五	上	10の表中	「土地の区分」は	「土地の区分」の誤り。
三		表中改正前欄中七	越える	超える
三	上	終りから四～三	愛媛県宇和島市九島、嘉島、戸島、日振島及び竹ヶ島	愛媛県宇和島市九島、嘉島、戸島、日振島及び竹ヶ島
二七	上	終りから五	環境省令	総理府令
五四	七上	表中改正後欄中九～一〇	厚生労働省令第四号	厚生労働省令第三号

（地方税法等の一部を改正する法律）（印刷誤り）

平成三十年三月三十一日（号外特第七号）公布

（身体障害者福祉法施行規則等の一部を改正する省令）（原稿誤り）

平成三十年四月二十七日（号外第九十四号）公布

（国土交通省告示第一号（離島振興対策実施地域において産業投資促進計画が策定された地区を指定する件）（原稿誤り）

平成三十年四月二十七日総務省・農林水産省・

（環境省令第三号（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整理に関する省令）（原稿誤り）

平成三十年三月三十日（号外第七十号）公布

（厚生労働省令第二条及び第四条第四号の規定により厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が別に定める試験の一部を改正する件）（原稿誤り）

平成三十年経済産業省・環境省告示第六号（新規化学物質に係る試験並びに優先評価化学物質及び監視化学物質に係る有害性の調査の項目等を定める省令第二条及び第四条第四号の規定により厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が別に定める試験の一部を改正する件）（原稿誤り）

平成二十二年経済産業省・環境省告示第六号（新規化学物質に係る試験並びに優先評価化学物質及び監視化学物質に係る有害性の調査の項目等を定める省令第二条及び第四条第四号の規定により厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が別に定める試験の一部を改正する件）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　五月二十九日付第一一三号
三月二十三日付衆会第一一

一二八ページ●同日付政府調達第九八号二四ページ●

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）（配送料別）